

市・都民税の申告と 所得税の確定・還付申告は

2月1日から



平成23年度の市・都民税の申告(平成22年中の収入)と、平成22年分の所得税の確定申告・還付申告の受付を行います。

給与所得者で「年末調整」が終わっていない方や、年金受給者で公的年金受給額が一定額(65歳未満の方は108万円、65歳以上の方は158万円)を超える方、源泉徴収(振り込み時に所得税を天引き)されている方は、確定申告で1年間の税金を精算する必要があります。また、生命保険、地震保険、国民年金の

保険料と国民年金基金の掛金などの控除を受ける場合は、証明書や領収書などの添付が必要です。

土地・家屋、株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税については、青梅税務署で申告してください。

必ず期間内に申告してください。

場所・期間
市役所：2月1日(火)～3月15日(火)(土曜・日曜日、祝日、2月2日(水)～4日(金)を除く)
五日市出張所：2月2日(水)～10日(木)、3月1日(火)～4日(金)(土曜・日曜日を除く)

受付時間 午前9時～11時15分、午後1時～4時30分(混雑状況によっては受付を早めに締め切ることがあります。)

老齢年金を
受けている方へ
源泉徴収票が
郵送されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。所得税を年金から天引きされている方も含め、老齢基礎年金や老齢厚生年金な

個人住民税の
住宅借入金等特別控除
(住宅ローン特別控除)

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方と、平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築が増築した住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用がある方は、次のいずれか小さい額が個人住民税の所得割から控除されます。

所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
所得税の課税総所得金額などの額の5%

住宅借入金等特別控除を初めて申告する方は、青梅税務署へ申告するか、青梅税務署の出張相談日を利用してください。

医療費控除を
申告する方
あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族のために平成22年中に実際に支払った医療費が一定金額

かない、紛失などの再発行・相談
ねんきんダイヤル(0570-05-1165)
青梅年金事務所(0428-30-3410)

要介護認定を
受けている方
障害者控除の
対象になります
所得税や市・都民税の申

以上あるときは、医療費控除として所得から差し引かれる金額の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

確定申告は
インターネットで
国税電子申告・
納税システム
(e-Tax)

電子申告をご利用の方へ
平成21年分の所得などについて電子申告を利用し確定申告を行った方(電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む)は、青色決算書と確定申告書などが送付されません。平成22年分も電子申告を利用していたら、電子申告をご利用ください。

給与、年金、事業所得者
を対象に、申告書の作成
をドバイスと受付を行います
(譲渡所得、贈与税の相談は受け付けません)。

場所・期間
中央公民館：2月2日(水)～3日(木)・4日(金)
時間
* 受付時間：午前9時～11時、午後1時～3時
* 相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

混雑状況によっては、受付を早めに締め切ることがあります。

問合せ
市・都民税課課税課市民
税係(直通558-1682)

告の際に「障害者控除対象者認定書」を添付することにより、本人またはその扶養者が、障害者(特別障害者)控除を受けることができます。

次のすべての条件に該当する方については、要介護認定の認定調査票または主治医意見書の内容を確認し、基準該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。認定書の交付に

所得税：青梅税務署
0428-22-3185
青梅税務署からの
お知らせ

電子申告をご利用の方へ
平成21年分の所得などについて電子申告を利用し確定申告を行った方(電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む)は、青色決算書と確定申告書などが送付されません。平成22年分も電子申告をご利用していたら、電子申告をご利用ください。

二セ税理士にご注意
納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法により税理士資格のない人はできません。正規の「税理士」に依頼しましょう。

問合せ
青梅税務署、東京税理士会青梅支部
0428-22-2331

は、申請が必要です。
対象
65歳以上で、要介護認定を受けている方
身体障害者手帳等の交付を受けていない方
要介護認定の「認定調査票」「主治医意見書」で、日常生活自立度の判定が一定基準である方
問合せ
高齢者支援課介護認定係

平成22年中に新・増築した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内のみ)の対象になります。また、平成22年中に取り壊された家屋は、平成23年度から課税されません。

家屋を新・増築、 取り壊された方へ



平成22年中に新・増築した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内のみ)の対象になります。また、平成22年中に取り壊された家屋は、平成23年度から課税されません。

めざせ健康あきる野21

健康情報「健やか」(33)

肥満を防いで、健康的な生活を送ろう!

医学的に「肥満」という言葉を使うときには、脂肪が一定以上に多くなった状態をいい、BMI「肥満指数」(体重(キログラム)÷身長(メートル)×身長(メートル))が25以上を肥満としています。肥満で怖いのは、生活習慣病といわれている病気、高血圧や脂質異常症、糖尿病、動脈硬化などになりやすくなることです。また、体重が骨や関節に余計な負担をかけ、それが腰痛や関節痛の原因となることも多くあります。

男性の場合、どの世代でも10年前、20年前より肥満者の割合が増えています。特に40代から60代の肥満者は3割を超えています。肥満を防ぐには、自分の活動量にあった食事を摂る、食事日記をつけたりして、自分の普段食べている量を把握してみよう。「食事バランスガイド」などを活用しよう。

成23年1月1日現在、市内で工場や商店などを営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方で、償却資産をお持ちの方は申告してください。申告期限 1月31日(月)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)

新規に事業を始めた方で、申告用紙が必要な方は、連絡してください。問合せ 課税課家屋資産税係

個人と法人が、その事業のために用いている構築物、機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になります。平

用し、食べる量が多過ぎていたり、間食が多かったりしないか比較して、自分の現状をまず知りましょう。食事の工夫では、野菜を上手に活用し、揚げものや油を多く使う料理などは食べる回数を減らすなどの工夫をしてみよう。

食事バランスガイドは健康課でお渡しできます。運動で体脂肪を燃やすコツは、運動するとエネルギーを消費させることに加えて筋肉がつき、基礎代謝量が増え、体脂肪を燃やすことです。体脂肪を効果的に燃やすには酸素運動(ウォーキング、サイクリングなど)や筋力トレーニングが効果的です。肥満に関することは、医師や専門職に相談しましょう。

問合せ 健康課健康づくり係

問合せ 課税課家屋資産税係

